

発行：日本司法書士政治連盟

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3

発行人：田嶋 規由 編集人：手塚 孝一郎

TEL03-3359-0498 FAX03-5366-5310

ホームページアドレス：<http://www.ns-seiren.net/>

メールアドレス：[office@ns-seiren.net](mailto:office@ns-seiren.net)

## 議連総会開催

議員連盟加入者 衆議院32名 参議院9名を承認

「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」及び「成年後見制度の利用の促進に関する法律案」を審議

平成27年9月8日正午から東京・港区のANAインターコンチネンタルホテル東京において標記総会が開催された。

定刻、議員連盟 衆議院議員河井克行事務局長から、議員本人出席44名、代理出席22名の回答があったとして開会された（最終出席者、議員本人54名、代理出席42名）。



### 議員連盟 衆議院議員河村建夫会長からの挨拶要旨



成年後見制度は、議連として様々な場で鋭意検討をしてきたところあり、成年後見制度利用促進に関する法律案について本総会においてご理解をいただき、ご承認いただき次のステップへと進めたい。

成年後見制度は、平成12年4月施行され15年経過するも利用が十分ではなく、その利用促進の要望があり、平成22年10月から本格的な検討が始まり、超党派の議連の中で公明党大口議員、民主党細川議員、自民党塩崎議員にそれぞれまとめ役として、各部会・ヒヤリングをしてきたところである。

9月4日に各党の代表者会議（役員会議）を開催した、成年後見制度は国民全体の問題であり議論を進め取り纏めまずは国会に提出したい。

## 三河尻和夫日本司法書士会連合会会長挨拶要旨

国会開会中のご多忙のところ議連総会を開催していただきお礼申し上げます。成年後見制度に関する要望ではありますが、制度発足以来15年、使いやすい制度を推進していくためにも関連法案への要望は喫緊の課題であります。認知症、障害者の方々が利用しやすい、使いやすい制度としての改善を希望いたします。



## 日本司法書士政治連盟会長挨拶 芝将宏会長代行挨拶要旨



終盤国会の重要な時期に議連総会を開催していただき、超党派の議員先生方にはご多忙のところご参集をいただき誠にありがたく衷心より感謝申し上げます。

我々司法書士は日々現場において国民の皆様方から多種多様な相談が持ち込まれます。法に則り紛争を未然に防ぐ思いのもと相談に來られます。

成年後見制度につきましても司法書士に持ち込まれる相談の中でも多数を占めております。司法書士が専門職後見人等として積み重ねてきた経験・実務の中からの課題として、成年後見制度の利用促進のための法案化は、5年前より超党派の議連の先生方に要望を続けてまいりました。日本の成年後見制度にとって大きな前進の一步となりますよう先生方をお願い申し上げ、御礼と感謝のご挨拶に代えさせていただきます。

## 河井事務局長から関連する役所からの出席者紹介

衆議院法制局法制企画調整部副部長 奥克彦様

法務省民事局審議官 金子修様

厚生労働省大臣官房審議官 苧谷秀信様

## 議題1

河井事務局長から、昨年4月11日以来の議連総会であり、昨年の衆議院選挙後新たに議連加盟の申請が提出されている衆議院32名 参議院9名の加入が承認された。

## 議題2

「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」及び「成年後見制度の利用の促進に関する法律案」について河井事務局長から、本議題について司法書士側からの経過及び要望について発言を求められた。

## 日司連鯨井副会長発言 要旨

平成12年4月にスタートした成年後見制度、15年経過したが従来の禁治産者・準禁治産者制度からは、はるかに使いやすい制度になったがなかなか活用されていない。利用し難い実態があること、早急に改善すべき課題も明らかになってきた。平成22年11月から日本成年法学会を中心に法の制定とご協力をお願いしてきたとして、日司連・日司政連連名の要望書を概略読み上げた。



## 自由民主党政務調査会長代理 田村憲久衆議院議員からこれまでの経緯について説明



認知症、高齢者に対して成年後見制度が十分に活用されていない現状があり、障害者の方々の地域包括支援事業でも成年後見制度が各地域で広がっていない。

成年後見制度の活用について、民主党細川議員、公明党大口議員、自民党塩崎議員がそれぞれ党内で議論を重ねて、成年後見制度の利用促進の法案化に向け三党間で更に議論し本日を迎えた。一方で足下の課題として成年被後見人に宛てた郵便物（請求書の場合本人に不利益を招く）を家裁が認めることにより成年後見人への転送されることができるよう後論を進めてきた。

家族が遠方の場合の速やかな対応が出来ない場合や火葬・埋葬の問題がある。これら早急の問題に対応出来るよう後論を進めてきた。

今回「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」及び「成年後見制度の利用の促進に関する法律案」の二法案について、提出したわけである。

## 自由民主党法務部会長盛山正仁議員から「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」について説明

成年後見の利用の促進に関する法律案が基本法案である、少子高齢化の現代にあって成年後見制度どう捉えていくのか、また現行制度では対応が困難な課題について、喫緊の課題についての要請を受けたものである。





公明党成年後見PT座長大口善徳議員から「成年後見制度の利用の促進に関する法律案」について説明

河村会長のご配慮により、本日議連の総会に議題として説明出来ること感謝申し上げます。

5年前から、自民党塩崎恭久議員、民主党細川律夫議員を中心に各党において議論を重ねまた、現場からの様々な問題点が提起され5年かけてのたたき台が出来上がった、として成年後見制度の利用の促進に関する法律案要綱の説明がなされた。

階猛衆議院議員から、成年被後見人の死亡後の成年後見人の権限の中で、火葬又は埋葬について家裁の許可について質問がなされ、最高裁の通達で速やかに対応がなされるよう説明があった。



以上二本の審議議案は満場承認された。



閉会が議員連盟会長代理漆原良夫衆議院からなされた。

全国的な議員連盟の総会が立派に開かれたこと大変うれしく思っている、成年後見制度ようやくここまできた、これが実感である。一日も早く国会に法案を提出し早期成立を期したい。

長年の懸案である相談業務の制限撤廃、これも常々保岡興治先生（議連特別顧問）とも話し合いをしている、今後も議論してまいりたい。

以上